

| 名称 | 室名 | 1時間ごとの使用料の額 | |
|-----------------------|---------|-------------|-----------|
| | | 3時間までの部分 | 3時間を超える部分 |
| 東広島市高屋 西地域センタ ー | ホール（全面） | 1,350円 | 1,270円 |
| | ホール（半面） | 670円 | 630円 |
| | 調理実習室 | 670円 | 390円 |
| | 研修室1 | 200円 | 190円 |
| | 研修室2 | 410円 | 390円 |
| | 研修室3 | 410円 | 390円 |
| | 研修室4 | 410円 | 390円 |
| | 研修室5 | 410円 | 390円 |
| | 和室1 | 410円 | 390円 |
| | 和室2 | 410円 | 390円 |

次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を使用料の額に加算する。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所を有している個人又は法人その他の団体以外のものが使用する場合 使用料の額の3割に相当する額
- (2) 冷房を使用する場合 使用料の額の3割に相当する額
- (3) 暖房を使用する場合 使用料の額の2割に相当する額

使用料に加算する額を算出する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。